

平成29年11月16日

平成29年11月16日

平成29年第5回  
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第103号

平成29年第5回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年11月10日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成29年11月16日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて

議案第68号 会見小学校空調設備整備工事に関する契約の締結について

議案第69号 西伯小学校空調設備整備工事に関する契約の締結について

議案第70号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）

---

○開会日に応招した議員

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 嶋 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

景 山 浩君

細 田 元 教君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

## 平成29年 第5回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

平成29年11月16日（木曜日）

---

### 議事日程（第1号）

平成29年11月16日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議事日程の宣告
  - 日程第4 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
  - 日程第5 議案第68号 会見小学校空調設備整備工事に関する契約の締結について
  - 日程第6 議案第69号 西伯小学校空調設備整備工事に関する契約の締結について
  - 日程第7 議案第70号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議事日程の宣告
  - 日程第4 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
  - 日程第5 議案第68号 会見小学校空調設備整備工事に関する契約の締結について
  - 日程第6 議案第69号 西伯小学校空調設備整備工事に関する契約の締結について
  - 日程第7 議案第70号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 

### 出席議員（14名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 加藤 学君   | 2番 荊尾 芳之君  |
| 3番 滝山 克己君  | 4番 長束 博信君  |
| 5番 白川 立真君  | 6番 三鴨 義文君  |
| 7番 仲田 司朗君  | 8番 板井 隆君   |
| 9番 景山 浩君   | 10番 細田 元教君 |
| 11番 井田 章雄君 | 12番 亀尾 共三君 |

13番 真 壁 容 子君

14番 秦 伊知郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ----- 岩 田 典 弘君 書記 ----- 杉 谷 元 宏君

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 ----- 陶 山 清 孝君 副町長 ----- 松 田 繁君  
教育長 ----- 永 江 多輝夫君 総務課長 ----- 唯 清 視君  
総務課課長補佐 ----- 藤 原 宰君 総務・学校教育課長 --- 見 世 直 樹君  
建設課長 ----- 田 子 勝 利君

---

**午前10時00分開会**

○議長（秦 伊知郎君） これより、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成29年第5回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

5番、白川立真君、6番、三鴨義文君。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第4 議案第67号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第67号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第67号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度南部町一般会計補正予算（第3号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項により、平成29年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。平成29年10月6日付でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。では、予算書をお開きください。1ページです。

---

### 議案第67号

#### 平成29年度南部町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度南部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,110,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月 6日

専決 南部町長 陶山清孝

---

4ページをお開きください。こちらの下段のほうをごらんいただければと思います。これは平成29年10月10日公示、同10月22日投開票のありました衆議院選挙と国民審査に関するものでございます。

2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費でございます。1,236万8,000円を追加いたしまして、1,236万8,000円とするものでございます。右のほうに説明を記載しております。まず、主なものを申し上げますと報酬ですが、これは選管の委員とか投開票管理者に関する報酬等でございます。次の職員手当ですが、これは選管職員とか、あるいは投開票事務に従事した職員に関するものでございます。それから、需用費ですが、これにつきましては消耗品等、衆議院選挙の手引等の書籍等に関するものでございます。委託料150万6,000円を計上しておりますが、これは計数機等の点検代等でございます。それから、備品購入費ですが、これが今回導入いたしました自動分類機、いわゆる画像識別装置でございます。これによりまして、装置、PC、それからソフトを組んだものでございます。

このページの上段をごらんください。14款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金、これを1,126万4,000円を補正いたしまして、1,142万4,000円とするものでございます。これは衆議院選挙に関する国庫委託金でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、これは110万4,000円をお願いしておりますが、これは先ほど申し上げました画像識別装置の補助ですが、これは国が9分の5、県が9分の2、トータルで9分の7の補助がありますが、9分の2分が単町費になります。したがって、これを計上するものでございます。

5ページをお開きください。5ページと6ページに給与費明細を記載しております。上の特別職が投票立会人等として、下段の一般職と申しますのが事務従事者等に関するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（秦 伊知郎君）** 説明が終わりました。

提案に対して質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

**○議員（13番 真壁 容子君）** 今回の専決は、この間の衆議院選挙の費用だということです。今

回の衆議院選挙というのは本当降って湧いたような選挙で、準備も短時間で大変であったのではないかと思うんですけども、そこを踏まえてあえて聞きますが、住民から見た場合、選挙公報が来るのすごく遅かった。遅かったですよ。投票日の何日前でしたか、届くのが。私たちも、ああ、そうか、こんなに急に来た選挙はこんなふうになるのかと思ったんですけども、それについて町ではどんなふうに対応なされたのかということですよ。かなり急がれたとは思いますが、結果として住民に来る公報は遅かったということですが、その点と、入場券がありますよね。入場券はなくても入れるということですけど、これも本当に忙しい選挙で大変であったと思うんですけども、今回のような選挙の場合、そういう住民に渡す分についてどのような努力をなされたのかということをお聞きしたいのが1つ。

2つ目には、投票率の問題です。投票率が発表されていましたが、その投票率に対する見解と投票率を上げるために町選管としてはどのようなことをなされたのか。

3つ目、この費用を見てもわかるように、住民のほうからは投票率を上げていく一つの方法でもあるし、選挙に向けての当然の責任としては、私は住民から出ている期日前投票の複数設置等は考えていくべきではないかというふうに思うのですが、費用としてはこの報酬と職員手当が若干ふえるだけではないのかというふうに思うわけですよ。大した金額ではないのではないかという点についてどうかという点です。

それと、4つ目は、例えばうちの馬場集落というところは、既存の集落の軒数が30戸、馬場住宅30戸で60軒近くあるんですね。そこに掲示板がないんですよ。これは何年か前の合併後でしたっけ、縮小することによって掲示板の数が変わりましたよね。私は、それは言ってみれば、法的に見たらまだ余裕あるのではないかと思うんですが、やっぱりそういうふうなところもきちっと確保するという努力すべきではないかと、投票率を上げるためにもというふうに思うんですが、それについての見解を伺いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。先ほどの公報と入場券なんですが、公報につきましては配布できる状態になってからもうすぐ郵便局のほうに申し込んでおります。郵便局のほうも人手が十分にあるとは思えませんので、どうしてもタイムラグが発生することになります。

それから、入場券についても同様ですが、特に今回は郵便局で入場券を配布されるときにバイクで配布されるんですが、ひっくり返されたことがありまして、一部の地域で何かぐじゃぐじゃになったことありまして、それにちょっと時間を要したことが上げられます。申しわけありませんでした。

投票率アップの問題なんですけど、これはもちろん、行政務線等でお知らせしますし、それからことしですと丸合の周りで選管の委員さん等々、啓発活動をしております。具体的にはポケットティッシュ等を配りまして、投票にお願いしますということをしております。

それから、期日前投票所でしたね。もう一つということなんですけど、これは職員体制が非常に困難なことが上げられます。特に国政ですと長期になります。今回ですと11日間だったと思いますが、この間、全て職員振り分けることが必要になっております。これは通常業務に非常に影響を及ぼしますので、ちょっとこの辺については難しいのではないかと考えています。

次が掲示板の件ですが、これは公職選挙法の施行令によりまして、有権者数と面積で区分がしてあります。その全体の数を決めるんですけど、全体をどうそれを配置するかというのはその場所場所を勘案して一番効果的なほうに考えて配置をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（秦 伊知郎君）** 真壁議員、よろしいですか。

13番、真壁容子君。

**○議員（13番 真壁 容子君）** 掲示板の件ですけれども、掲示板の数が少なくなったというのは施行令が変わったということというふうに理解していいわけですか。そうではなくて、置く場所を変えたんだということだけですか。掲示数が変わっていますよね。その理由は何だったんですか。

**○議長（秦 伊知郎君）** 総務課長、唯清視君。

**○総務課長（唯 清視君）** 総務課長です。数の件ですか。（「少なくなっています」と呼ぶ者あり）昔、何年か前からと比べて少なくなってるかもしれません。ちょっとその理由は把握しておりません。

**○議長（秦 伊知郎君）** よろしいですか。

6番、三嶋義文君。

**○議員（6番 三嶋 義文君）** 6番、三嶋です。先ほど真壁議員の質問の中にもありましたけれども、要は聞きたいところは、期日前投票の困難なという答弁ありましたけど、そうじゃなくて、この1,236万8,000円の補正の中で期日前投票に要した経費というのが幾らかかったのかというのを教えていただきたいと思います。

**○議長（秦 伊知郎君）** 総務課長、唯清視君。

**○総務課長（唯 清視君）** 総務課長です。期日前投票所自体の金額というのはちょっと把握をしておりますが、国の法律、選挙等の経費の執行経費の基準に関する法律というのがあります。

して、これについて規定があります。具体的には、当該法律の第4条の3第1項に規定がありますが、1期日前投票所において3万100円というふうに考えられております。複数期日前投票日があるわけですが、今回の11日やるとしますと、これに11倍した数字が国は考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、三嶋義文君。

○議員（6番 三嶋 義文君） 南部町は1カ所期日前投票所があつて3万幾らの11倍とかという話でしたけど、単純に言えば三、四十万しかかかってないということなんではないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。国の法律ではそうなっております。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、三嶋義文君。

○議員（6番 三嶋 義文君） 済みません、くどいようですけど。結果的にその1,236万8,000円補正がされた中で、期日前投票所を開設して報酬だ、何がかかったという、手当がかかったというもののトータル金額は出せるんじゃないでしょうか。違うんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。期日前投票所に配置する職員がいるんですが、その時間外単価というのは一人一人違ってきます。その辺は三嶋議員も御存じだと思うんですが、その集計はかなりの作業を要します。ですから、国のほうも単純に1カ所1日当たり幾らというふうに決めております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第67号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第67号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

## 日程第5 議案第68号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第68号、会見小学校空調設備整備工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第68号、会見小学校空調設備整備工事に関する契約の締結についてでございます。

会見小学校空調設備整備工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、会見小学校空調設備整備工事。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、5,090万400円。契約の相手方は、鳥取県米子市旗ヶ崎2200番地、米子ガス産業株式会社、代表取締役、宇田川俊宏でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第68号、会見小学校空調設備整備工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第68号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第69号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第69号、西伯小学校空調設備整備工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案第69号、西伯小学校空調設備整備工事に関する契約の締結についてでございます。

西伯小学校空調設備整備工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、西伯小学校空調設備整備工事。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、5,464万8,000円。契約の相手方は、鳥取県米子市蚊屋248番地1、株式会社モチダ、代表取締役、持田光雄でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありますか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。このたびの68号と69号、一番懸案だった今年度の大きな事業、小学校に空調設備、冷暖房がつくわけなんですけれど、これだけの審議をすると、あとの例えば会見第二小学校、それから法勝寺中学校、南部中学校と、まだそれぞれつける予定になっていたと思うんですが、これだけで終わってしまうと、町民の方には中学校はどうなったんだ、会見第二小学校はどうなるんだというようなこともあると思うんですが、その点について説明をしておいてください。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 総務・学校教育課長です。今回、会見小学校と西伯小学校を審議していただいていますけど、これは5,000万を超えているということで議会の議決が要るということで御審議いただいています。同じ日に南部中学校、法勝寺中学校、それから先月には会見第二小学校も入札を終えておりますので、第二小学校は進めてますし、残りの4つもこれを受けまして進めるということで、御理解よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番です。ありがとうございます。やはり本当に懸案の子供たちが、本当環境のいい形で勉強もできるということなんですけれど、これは年度内にできると、全校できるというふうに受け取っておいていいんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 総務・学校教育課長です。3月まで、年度内には終わるように業者と話を進めております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第69号、西伯小学校空調設備整備工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第69号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第70号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第70号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。

---

議案第70号

平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104,259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,214,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年11月16日

南部町長 陶山清孝

平成29年11月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

---

3ページをごらんください。こちらに地方債補正を記載しております。追加といたしまして、林道補助災害復旧事業、林道単独災害復旧事業、公共土木施設（道路）補助災害復旧事業、公共土木施設（道路）単独災害復旧事業、公共土木施設（河川）補助災害復旧事業、公共土木施設（河川）単独災害復旧事業、合計3,830万円を限度額としております。起債の方法、利率等につきましては、ごらんとおりでございます。

次に、変更といたしましては、農地補助災害復旧事業といたしまして、限度額90万を240万に変更するものでございます。

7ページへお移りください。歳出の御説明いたします。まず、7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費でございます。これ151万3,000円を補正いたしまして、5,320万1,000円とするものでございます。中身につきましては、道路維持に関しまして、除雪機の修繕、点検、あるいは2台の整備等をしております。

次、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費ですが、これは300万を追加いたしまして、470万とするものでございます。これは農地災害復旧、具体的には柏尾の畦畔に関するものでございます。

同じく3目林業施設災害復旧費につきましては、7,174万8,000円を追加いたしまして、7,175万円とするものでございます。これは鎌倉山線、行者山線等に関するものでございます。

同じく10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費でございますが、これは1,199万9,000円を追加いたしまして、1,200万とするものでございます。これは伐株線、金山線等に関するものでございます。

次の8ページをごらんください。2目の河川災害復旧費でございますが、これは1,599万9,000円を追加いたしまして、1,599万9,000円とするものでございます。これは河川災害といたしまして、台風18号によるダメージを受けました法勝寺川の復旧に関するものでございます。

5ページをお開きください。歳入につきましてですが、12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、これは30万を補正いたしまして、105万7,000円とするもの

でございます。これは先ほど申しました柏尾の畦畔の分担金でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金でございます。これは1,400万5,000円を補正いたしまして、1,400万7,000円とするものでございます。これは伐株線ほかの国庫負担金に関するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、7目災害復旧費補助金、これにつきましては3,792万4,000円を補正いたしまして、3,842万6,000円とするものでございます。これは先ほどの柏尾の畦畔等、あるいは鎌倉山線等に関します県の補助金でございます。

それから、一番下、町債がありますが、これは3,980万円補正いたしまして、4,070万とするものでございます。これは先ほど申しました各事業におけます事業債に関するものでございます。

はぐっていただきまして、6ページですが、これも先ほどの続きでございます。

9ページをお開きください。これが地方債の見込みを記載しております。前年度末現在高見込み額、これが28年度ですが、これが67億746万2,000円としておりますが、この一番右、現在における平成29年度末の見込み残高が一番下に書いてありますように、65億5,734万1,000円と考えております。

これで説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、お願いいたします。

**○議長（秦 伊知郎君）** 説明を受けましたが、提案に対しまして質疑はありませんか。

8番、板井隆君。

**○議員（8番 板井 隆君）** 8番、板井です。きょう、この本会議の前の全協で詳細についてはいろいろと説明を受けました。その中の一つとして、道路維持事業の中に各協議会のほうに貸し出しをしている小型の除雪車なんですけど、そういったものの整備、点検ということで追加の補正があります。

昨年、ちょっと大きな事故があつて、そういったことも踏まえたことだと思うんですけど、例えばその使い方ですね、協議会から各集落のほうに貸与があつて、協議会だけではなく各集落の方々も使われるという中において、その安全面に対する講習会とか、そういったことについての対応は計画をしておられないのか確認をとりたいと思います。

**○議長（秦 伊知郎君）** 建設課長、田子勝利君。

**○建設課長（田子 勝利君）** 建設課長です。安全面ということで、小型除雪機の安全講習会というのをことし計画しております。具体的な日にちにつきましては、11月の30日に行います。場所はこの法勝寺庁舎で、まず座学をして、外で駐車場を使いまして実習をするという中身に

しております。協議会の方ばかりではなく、各集落の方からも参加の応募をいただいております。きょうが締め切りになるんですけども、先ほど現在で30名の方に御参加いただけるということになっております。

ちなみに、余談になるんですけども、先般、11月の14日には委託業者、町から除雪を委託してる業者10業者、うち農業法人が2つございますけども、11月の14日に除雪機械の操作技能講習会というのを座学と実技のほう、行っております。講師には県の方からの御協力いただいて開催いたしました。以上でございます。

**○議長（秦 伊知郎君）** よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

**○議員（13番 真壁 容子君）** これに先立つ全協でお聞きしたんですけども、どなたでした、三鴨議員の質問の中で委託料の問題があったときに、ちょっと私も聞きそびれたことを聞きますが、今回21万6,000円の委託料というのは、中身が点検等を業者に委託するというのがわかりました。今まで事故もあったからということもあるんですけども、道路維持事業の中でこの小型の除雪機を振興協議会に出して、集落等でお願するということなんですけども、この振興協議会や集落がするには町道等が含まれるわけですよね。とすれば、町道に管理責任を持つ町とすれば、どの振興協議会ないしは集落がどの町道を除雪しているかということは把握なさっているんでしょうか。そのときの経費についてはどのような考え方をしているのかというのをちょっとお聞きしておきたいと思います。

**○議長（秦 伊知郎君）** 建設課長、田子勝利君。

**○建設課長（田子 勝利君）** 建設課長です。小型除雪機を使いまして町民の皆様がしていただくということですけども、路線についての把握は完全にできておりません。できておりませんけども、このたび、職員のほうが各協議会に回らせていただきまして聞き取りをしまして、大体の路線は把握させていただいたつもりでおります。地図づくりのほうは今現在、作業中なんですけども、除雪、業者のほうがする路線、地元でやっていただく路線というのを地図上で整備していつ把握したいというふうに考えております。

それと、その除雪作業上の支援なんですけども、これまでのふれあい道路サポート事業というのがございましたが、これが主にといいますか、ほとんど除雪じゃなくて、除草作業のほうへの燃料支給のみとなっております。このたび、職員のほうがPRさせていただきまして、各協議会回りまして。除雪でも燃料が支給できますということを御案内いたしました。作業にかかる、いわゆる燃料代のほうを現物でガソリンスタンドにとりに行っていただくということになるんで

すけども、燃料支給ということをさせていただくようにしております。それで、既に1集落から応募がございまして、12月までにスタンドにとりに行っていただくということになっております。答弁ですので、ちょっとPRしてはどうかと思うんですけども、もしお聞きになっておられる集落の方ございましたら、除雪の小型機械の燃料支給が町のほうでできますので、ぜひとも御活用いただきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（秦 伊知郎君）** 13番、真壁容子君。

**○議員（13番 真壁 容子君）** 除雪機の燃料支給については課長の答弁でよくわかりました。

除雪機がどの道路を除雪してるかというのは把握する段階だというふうに理解していいわけですね。

これは町長にお聞きしておきたいと思うんですけども、あつてはならないことだけでも、事故等のことを想定した場合には、どこの誰がなさろうと、町道を除雪しているということについては町が把握しておく必要があるんじゃないかと思うんです。同時に、貸し出した除雪機が町道以外の場所等である可能性もあるわけですね。その安全面の確認の問題でいえば、講習等になさると思うんですけども、そのような場合、どうするのかということも町は見解を持っておかないといけないと思うんですよ。その大前提として少なくとも今、振興協議会ないし集落がやっている町道等の除雪はどこがしているかということをつかんでおく必要があると、こういうつかむという立場に立つということを確認したいと思うんですけど、それどうでしょうか。そういうことですね。

**○議長（秦 伊知郎君）** 町長、陶山清孝君。

**○町長（陶山 清孝君）** 町長でございます。町道の除雪ということは皆さんの生活に直接関係することですので、私は原則としてできるだけ町が公費を払いながらやらなくちゃいけないことだと思ってます。ただ、今の出ていますこの小型除雪機というのは、議員の皆さんも御存じのように、これを使って車道をあけるというようなことの機能は、まずほとんど期待はできません。子供たちの通学であったり、これまで地域の皆さんが手作業でやっていたことを、機械を使うことによって早く、または高齢化に対応するようなそういう道具であろうと、このように思っています。したがって、現時点ではこの町道以外でも近所に高齢者がおられて、そこが町道であろうとなかろうと、そういう生活に密着したものについては、余り行政がそのことに対して、ここは町道だけんええだあも、こっちはいけんでというようなそういう縛りはなく、地域の中で適切な管理をしながら、適切な責任を持ってその地域の中の維持のために、人が暮らしていく維持のために使っていただければ私はいいと思ってます。そういう少し柔軟な

使い方をしていただきたいんですけども、安全については、これは十分に配慮が要りますので、今回は講習会をやってみようということに至った次第でございます。まだ、やっていけばいろいろの問題も出てくると思います。高齢化も進んでまいります。その都度、地域の皆さんと相談しながら、どういうことが求められているのか、どういうところを支援していけるのか、またはそれはちょっと支援としては難しいのか、こういうことを円卓会議を通じながらやっていきたいと思っております。今回の除雪機についても、南さいはくださったと思いますけど、円卓会議の中で地域の皆さんから直接的な話が出てきて、それに応えたものも一部入ってると思います。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 柔軟に考えていくという考え方、よくわかりました。

先ほど半ばおっしゃった一つに、一番ひっかかる責任問題なんですよ。町長、今おっしゃったのは、適切に使ってもらって責任もその場所で、責任もあることだと思いたいますがとおっしゃったということは、この使い方についてはあくまで、全協の中で保険等がないということがありましたので、責任問題ということになれば、そこを使っている振興協議会ないしは集落等に今の段階ですよ、今後検討の余地はあると思うんですけども、今の段階では、それは使う者の責任によるという立場をとってるということになるわけですか、町は。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） この場所場所によってどういう反応するのかわかりませんが、行政の公共事業であったり、それからいろいろな賠償保険に入ってますので、今この議場の中で町長が適切にこのケースの場合には見られるけど、これは見られないということは言えませんが、原則として今の現時点では保険には入っていません。したがって、ケースによってこれは見れる、見れない、わかりませんが、一定の責任は地域の中で負っていただかなきゃならないなと思っております。子供の中で、例えば石をはねて隣の家のガラスを壊したとか、こういうものは何となく、何となくという表現は悪いんですけども、町が入っています保険の中でできるんじゃないかと思いたいますが、そのときに何時何分からはこういう作業しますよという、何か要るだとか、いろいろなこういう保険ということになると、手順が要るのかもしれない。もう少しこの辺りについては精査もしながら、できるだけ地域の皆様に安心して使っていただかなくちゃいけませんし、何にも増して事故がないようにするのが原則だと思いたいますので、もう少しいろいろな点から多角的に考えてみたいなと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第70号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

議案第70号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第5回南部町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成29年第5回南部町議会臨時会を閉会いたします。どうも御苦労さんでした。

午前10時40分閉会

-----